

事業シート(概要説明書)					
事業名	学校管理業務委託料			担当部名	学校教育部
				担当課名	学校施設課
事業年度	開始年度:未定		終了年度:未定		
総合計画での位置付け	人づくりと文化の振興 自己の能力を高められる体制づくり スポーツ・武道の振興 生涯スポーツの推進				
根拠法令等	津山市立学校管理規則				
実施方法	直接実施	委託	指定管理	補助金	その他
	実施主体・委託先等		民間		
事業概要	目的・必要性 (何のために)	地域の人に気軽にスポーツに親んでもらうよう学校施設を開放するにあたり、鍵の貸出し及び管理指導を委託するもの。			
	対象 (誰・何を対象に)	地域住民			
	事業内容 (手段、手法など)	施設利用者の申し出による鍵の貸出しと利用者に対する指導の実施。 市内19小学校区、1中学校区の住民20名に学校施設開放に伴う管理指導を委託し、放課後や休日の利用者へ屋内運動場の鍵の貸出しと施設が適正かつ安全に利用されるよう適宜指導を行う。			

【支出】		H21決算	H22決算	H23決算	H24予算
事業費	報酬(嘱託・臨時職員含む)				
	賃金				
	報償費				
	旅費				
	需用費				
	役務費				
	委託料	1,440	1,440	1,440	1,440
	負担金、補助及び交付金				
	扶助費				
	その他()				
	合計(千円)	1,440	1,440	1,440	1,440
事業費の 財源内訳	国・県からの補助金等				
	地方債				
	その他()				
	一般財源	1,440	1,440	1,440	1,440
合計	1,440	1,440	1,440	1,440	
従事者数	正規職員(人/年)	0.01	0.01	0.01	0.01
	嘱託・臨時職員(人/年)				

事業シート(概要説明書)

目的達成のための活動指標	活動指標名	単位	H22年度	H23年度	H24年度	
	委託対象人数	目標		20	20	20
		実績		20	20	20
指標選択理由	現在の委託人数					
事業目的の達成状況	生涯スポーツ推進のため、学校施設を開放することは意義があり、施設利用者の利便性の向上に寄与してきた。					
現在の課題と今後の対応	<p>使用者の応益負担と使用者責任の明確化が課題であったが、9月議会において「津山市立学校施設使用条例」を制定、平成25年4月1日に施行することとし、使用団体登録や使用料の負担、使用上の遵守事項等について規定した。</p> <p>もう一つの課題である体育館の鍵の貸出しなどの管理方法については、放課後や休日に教育委員会が直接利用者と接触することができないため、利用者の利便性のためには今後も何らかの方策が必要である。また、夜間・休日が中心の業務であるため管理員を配置できていない学校があるなど管理方式の統一が継続課題である。</p>					
今後の方向性	<p>直営(拡大・充実) 直営(現行どおり) 直営(要改善) 民間等実施 廃止</p> <p>学校開放事業は今後も必要な事業であるが、学校施設を適正に使用していただく必要がある。 今後、適正な施設利用と利用者の便宜を図りながら、学校によって異なる管理方式の統一を図りたい。</p>					
特記事項 (事業の沿革等) (他都市との比較等)	<p>学校管理員の配置は旧津山市の方式であり、現19小学校の内訳は向陽小を除く旧市内全小学校の18校+新野小であり、中学校1校は中道中学校である。</p> <p>学校管理員がいない学校の体育館の鍵は、業務時間内に学校で対応しているところや支所が預かっているところもあるが、利用団体が合鍵を持っているケースも多い。</p> <p>また、県内の他市でも利用団体に合鍵を貸与しているところが多い。</p>					